

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	賃貸物件の原状回復に関するトラブルに係る消費者教育映像を用いた啓発業務
発 注 課	市民文化局市民生活部消費生活課
選 定 事 業 者	株式会社電通北海道
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
本業務は、賃貸物件の原状回復に係るトラブルの増加が予想される時期を前に、令和4年度に制作した消費者教育映像（15秒版と33秒版の2種類。以下「本件映像」という。）をテレビCMとして放映することにより、消費者被害を防止するとともに、相談先としての消費者センターの認知度向上を目的とするものである。 33秒版の映像については、テレビCM用に30秒への編集が必要であるが、著作権の関係から、当該編集は本件映像の制作を受託した株式会社電通北海道のみが行える。 また、本市はテレビCMに適した形式の映像データを所持していないため、新たに映像データの作成が必要であるが、当該作業が行えるのは、本件映像のマスターデータを所持している同社のみである。 以上の理由から、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に基づき、特定随意契約とする。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号